

Ⅲ－14 田尻水道事業編

1	田尻水道事業の概要	——	193
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	195
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	195

1. 田尻水道事業の概要

田尻水道事業では、全量を水道用水供給事業から受水し、給水しています。

(1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 5 年度）

給 水 人 口	8,428 人（令和 6 年 3 月末現在）
普 及 率	100%
給 水 戸 数	4,059 戸（令和 6 年 3 月末現在）
年 間 給 水 量	1,089,312 m ³
一 日 最 大 給 水 量	3,160 m ³ （令和 5 年 5 月 22 日）
一 日 平 均 給 水 量	2,976 m ³
一 人 一 日 給 水 量	353 L

(2) 配水系統及び給水区域

配水系統は図 1、給水区域は図 2 のとおりです。

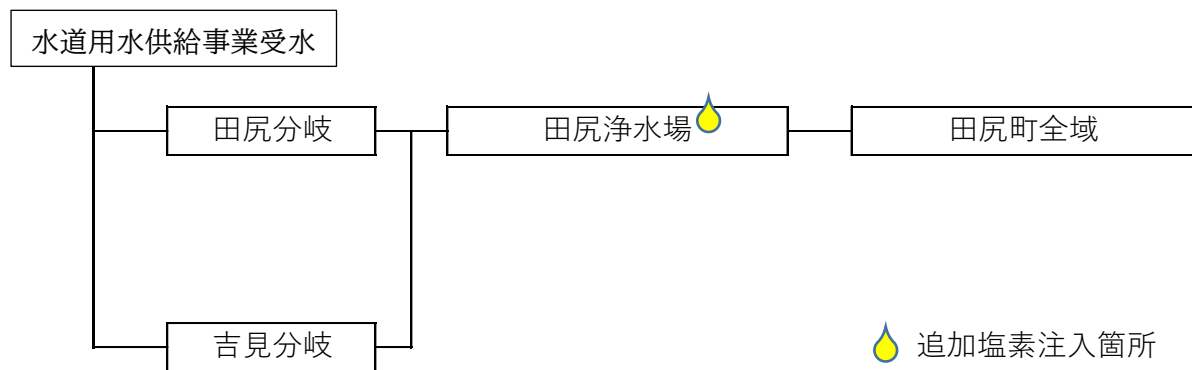


図 1 配水系統図

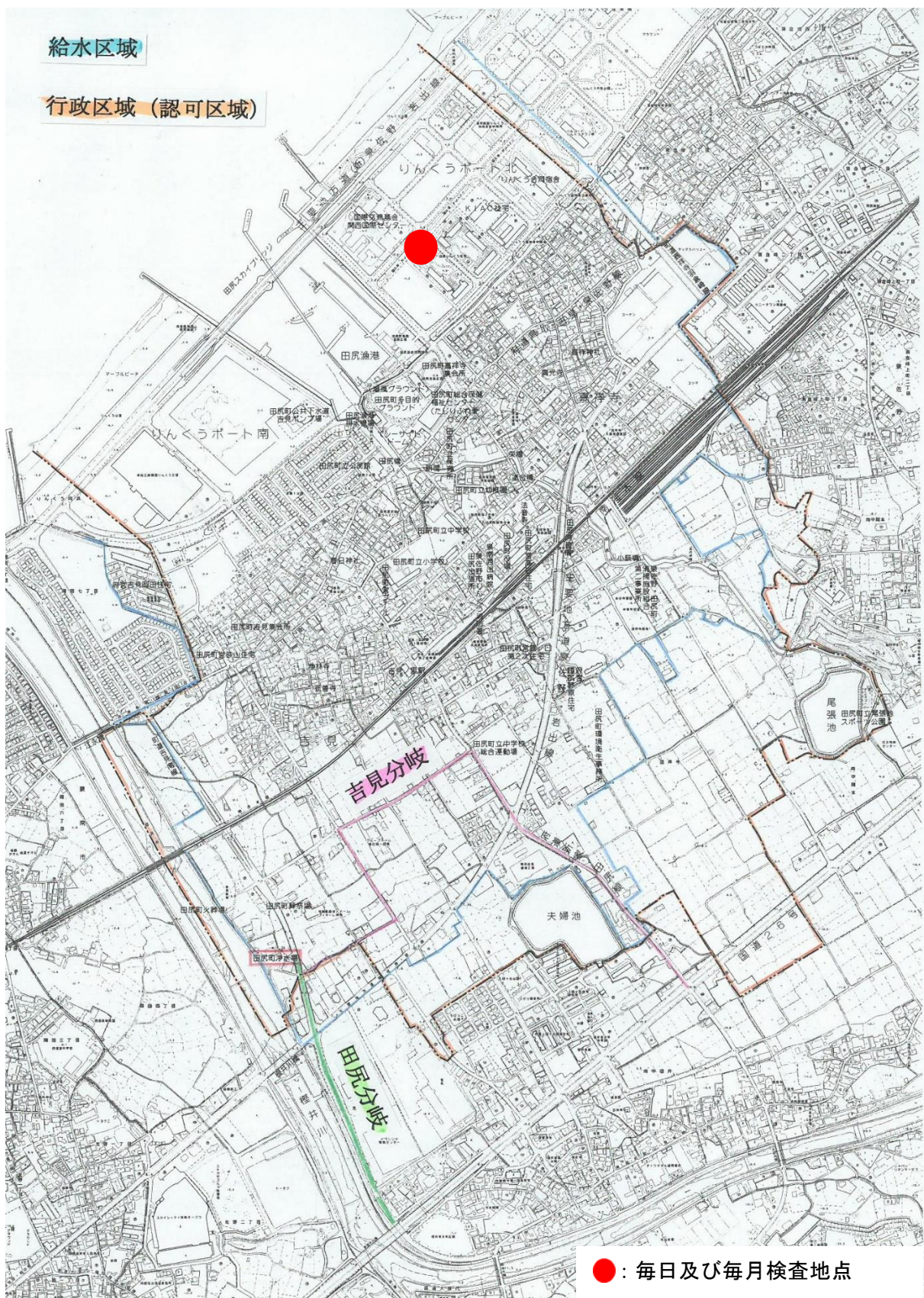


図2 給水区域図

2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 水道用水供給事業からの受水の状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

(2) 水道水の水質状況

全量を水道用水供給事業から受水しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 検査地点（図1、図2及び表2参照）

水道法第20条第1項（水道法施行規則第15条）の規定により行う水質検査地点は、給水栓を原則とし、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

1) 毎日検査

町内1か所の給水栓において実施します。

2) 毎月検査

町内1か所の給水栓において実施します。

表2 検査地点

	検査地点	毎日及び毎月検査
給水区域	田尻町内給水栓	●

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

法令に基づき、1日1回の頻度で、色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の確認を行います。

2) 毎月検査

各検査地点における検査項目及び検査頻度については、表3のとおりです。

受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、岬分岐の結果を活用します。

表3 水質基準項目及び検査頻度 給水栓

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値 ^{*1}		検査頻度 (回/年)	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				泉北浄水 池・流出	田尻町内	泉北浄水 池・流出	田尻町内
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず ^a	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	(4)	— ^{*2*3}
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	(4)	— ^{*2*3}
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	(4)	— ^{*2*3}
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	1 ^{*2}
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	<0.001	—	(4)	— ^{*2*3}
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	—	<0.002	—	1 ^{*2}
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	<0.004	—	(4)	— ^{*2*3}
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.17	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.11	—	(4)	— ^{*2*3}
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	—	(4)	— ^{*2*3}
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	(4)	— ^{*2*3}
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	(4)	— ^{*2*3}
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	(4)	— ^{*2*3}
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	(4)	— ^{*2*3}
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	(4)	— ^{*2*3}
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	(4)	— ^{*2*3}
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	(4)	— ^{*2*3}
基 21	塩素酸	0.6 以下		—	0.12	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	年 4 回	—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.016	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.005	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	<0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.004	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.04	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.004	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.013	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	1 ^{*2}
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	年 4 回	—	<0.02	—	1 ^{*2}
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	1 ^{*2}
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	17.6	—	(4)	— ^{*2*3}
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	21.8	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	43.9	—	(4)	— ^{*2*3}
基 40	蒸発残留物	500 以下		109	—	(4)	— ^{*3}
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	年 4 回	<0.02	—	(4)	— ^{*2*3}
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	—	1 ^{*4}
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1 ^{*4}
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	—	(4)	— ^{*2*3}
基 45	フェノール類	0.005 以下	年 4 回	<0.0005	—	(4)	— ^{*2*3}
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.9	—	12
基 47	pH 値	5.8~8.6		—	7.4~7.8	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	<0.5	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

- * 1 令和3年4月から令和6年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記します。
- * 2 水道法では、過去3年間の当該事項の検査結果がすべて基準値の5分の1以下の場合、検査頻度を1年に1回以上、10分の1以下の場合、3年に1回以上とすることが可能ですが、10分の1以下の場合であっても継続的な水質評価の観点から年1回検査を行います。
- * 3 水道法により送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から受水地点などの起点に遡って検査すること（地点代替）が可能です。当該項目については、水道用水供給事業の泉北浄水池・流出の結果を活用します。なお、代替地点に記載の括弧内の検査頻度は水道用水供給事業で実施している検査回数を表記しています。
- * 4 水道法では、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間は検査を行わなくてもよいとされていますが、その場合であっても年1回検査を行います。



水質検査計画 田尻水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 田尻水道センター

電話：072-466-5012 FAX：072-466-5025

住所：〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375 番地 1